

# 工事契約の手引き

座間市 財務部 契約検査課

令和8年4月

|                                           |    |
|-------------------------------------------|----|
| 入札等について.....                              | 3  |
| 1 公告について .....                            | 3  |
| 2 入札参加の申請について .....                       | 3  |
| 3 入札参加資格の有無について .....                     | 3  |
| 4 入札保証金について .....                         | 4  |
| 5 設計図書について .....                          | 4  |
| 6 入札参加の資格喪失について .....                     | 4  |
| 7 入札書の提出について .....                        | 4  |
| 8 入札額見積内訳書について .....                      | 5  |
| 9 入札参加の辞退について .....                       | 5  |
| 10 入札書の無効について .....                       | 5  |
| 11 入札の失格 .....                            | 6  |
| 12 最低制限価格について .....                       | 6  |
| 13 低入札価格調査について .....                      | 6  |
| 14 入札の回数 .....                            | 6  |
| 15 入札の中止等について .....                       | 6  |
| 16 落札候補者及び落札者の決定方法 .....                  | 6  |
| 17 積算疑義申立て手続きについて .....                   | 7  |
| 18 不調の場合の取扱いについて .....                    | 7  |
| 19 契約に当たっての条件について .....                   | 7  |
| 20 契約手続きについて .....                        | 7  |
| 21 工期又は請負代金の額に影響を及ぼす事象に関する情報の通知について ..... | 8  |
| 22 建設リサイクル法の適用について .....                  | 8  |
| 23 入札結果の公表について .....                      | 8  |
| 24 その他 .....                              | 8  |
| 公共建設工事を受注するに当たって .....                    | 10 |
| 1 適切な施工体制等について .....                      | 10 |
| 2 建設工事の適正な施工の確保について .....                 | 10 |
| 3 関係法令の遵守について .....                       | 10 |
| 4 労働福祉の改善等について .....                      | 11 |
| 5 建設業退職金共済制度について .....                    | 11 |
| 6 建設工事保険等の加入について .....                    | 12 |
| 7 談合行為について .....                          | 12 |
| 8 中間前金払について .....                         | 12 |



## 入札等について

本市では契約検査課で執行する全ての入札案件を、原則としてかながわ電子入札共同システム内「電子入札システム」（以下「システム」という。）を使用した条件付一般競争入札としています。

入札に参加する際は、本文及び電子入札運用基準（かながわ電子入札共同システムのホームページに掲載されています。）をよく確認し、操作方法、入札手順をきちんと理解したうえで参加願います。なお、システム上でのトラブルはコールセンターにお問い合わせください。

また、入札に当たっては、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律等に違反することのないよう十分注意してください。なお、後日、不正な行為が判明した場合は、契約の解除、違約金の請求等の措置をとることがあります。

### 1 公告について

- (1) 入札に付する事項（件名、概要等）、入札参加資格等について公告します。
- (2) 公告掲示場所は座間市掲示場です。なお、かながわ電子入札共同システム内「入札情報サービスシステム」でも閲覧できます。
- (3) 公告は、原則として毎週水曜日に行います。

### 2 入札参加の申請について

- (1) 公告で指定する期日までに、システムにより競争参加資格確認申請書を提出してください。
- (2) 入札参加資格申請時に必要な書類の提出を求める案件については、競争参加資格確認申請書提出時にシステムにより添付してください。容量等により添付ができない場合は、契約検査課に持参、ファクシミリ又は電子メールにより提出してください。この場合において、「競争入札参加資格確認申請に伴う誓約書」については、持参又は郵送してください。

### 3 入札参加資格の有無について

競争参加資格確認申請書受領後、入札参加資格を確認し、システムにより資格の有無について通知します。

- (1) かながわ電子入札システム内「資格申請システム」により提出された「変更届」については、本市に必要な書類が提出され、資格申請システムで本市の認定が完了した日から有効とします。
- (2) 「新規申請」、「継続申請」、「団体追加申請」、「業種追加申請」については、本市を含めて他団体全ての認定がされた翌月 1 日から有効とします。

#### 4 入札保証金について

入札保証金は免除します。

#### 5 設計図書について

(1) 設計図書は、入札情報サービスシステムに添付します。入札情報サービスシステムに添付されていない設計図書につきましては、入札案件概要書に記載されている方法により確認してください。なお、設計図書のパスワードは、電子入札システムの各案件の「調達案件概要」の備考欄に掲載しますので、案件ごとに確認してください。

(2) 質問がある場合は、システムの質問回答機能を使用してください。なお、質問につきましては、公告日から受け付けます。

ア 所定の質問回答書により作成し、システム内で添付ファイル形式により提出してください。なお、システムの質問欄には「別添のとおり質問します」と入力してください。

イ システム障害等で質問回答機能が利用できない場合は、書面で作成し、ファクシミリ等で質問することができます。

#### 6 入札参加の資格喪失について

(1) 入札参加を認められた後、入札書提出期限までに公告で定めた入札参加の資格を満たさなくなったときは、入札の参加資格が喪失します。

(2) 入札参加資格を喪失した入札参加者は、速やかに、電話等で契約検査課まで連絡してください。また、入札参加資格喪失届（座間市ホームページ＞産業・ビジネス＞契約・入札＞契約・入札の様式関係＞入札関係様式内に掲載しています。）を必ず提出してください。

#### 7 入札書の提出について

(1) システムにより提出してください。

(2) パソコンの故障等により電子入札運用基準「8 紙入札の取扱い」により紙入札書による提出を希望する場合は、紙入札承認願（座間市ホームページ＞産業・ビジネス＞契約・入札＞契約・入札の様式関係＞入札関係様式内に掲載しています。）を契約検査課まで提出してください。

ア 提出された紙入札承認願について、市が適正と判断した場合のみ紙入札書の提出が可能となります。

イ 紙入札書の提出方法については、別途指示します。

ウ 紙入札承認願及び紙入札書の提出可能期限については、入札案件概要書で定めた入札受付期限日時までです。その期限日時以後の提出は認めません。

## 8 入札額見積内訳書について

- (1) 第1回の入札に当たり、第1回の入札書に記載されている入札金額に対応した入札額見積内訳書を入札書と合わせて提出してください。
- (2) 提出する際には、所定の様式を使用してください。
- (3) 入札額見積内訳書が次のいずれかに該当する場合は、入札を無効とします。
  - ア 件名又は商号若しくは名称に誤りがあるもの
  - イ 件名又は商号若しくは名称の記載がないもの
  - ウ 内訳の記載が全くないもの
  - エ 入札金額の記載がないもの
- (4) 提出していただいた入札額見積内訳書は、返却しません。

## 9 入札参加の辞退について

- (1) システムにより辞退届を提出してください。
- (2) 前述の紙入札となった場合は、ファクシミリ等で辞退届を提出してください。
- (3) 入札参加者が入札書提出締切期日までに入札書又は辞退届を提出しなかった場合は、辞退として取り扱います。
- (4) 辞退による不利益な扱いはありません。

## 10 入札書の無効について

次のいずれかに該当する入札書は無効とします。

- (1) 公告に示した入札参加に必要な資格のない者が提出した入札書
- (2) ICカード登録後に変更が生じているにもかかわらず、変更手続をしないまま入札に参加した入札書
- (3) 他人名義のICカードを不正に取得し、使用して行った入札書
- (4) ICカードを不正に使用した入札書
- (5) 予定価格（税込み）を事前に公表している案件について、入札金額が予定価格（税抜き）を超えている入札書
- (6) 開札後、審査を要する入札について、審査の結果、適正な入札と認め難い入札書
- (7) 次に掲げる不備があった紙入札書
  - ア 記入押印を欠く入札又は入札事項を表示しない入札
  - イ 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭な入札
  - ウ 同一事項に対し2通以上の入札
  - エ 他人の入札等を兼ね又は2人以上の代理をした入札
  - オ 入札書記載の金額、氏名その他入札要件の記載が確認できない入札
  - カ 所定の日時までに到達しないもの

キ その他入札に関する条件に違反した入札

(8) 入札額見積内訳書に記載された金額と入札金額が一致しない入札書

## 1 1 入札の失格

次のいずれかに該当する場合は、入札者を失格とします。

- (1) 入札額見積内訳書の提出をしないとき。ただし、2 回目の入札は除きます。
- (2) 最低制限価格を設定した入札において、その最低制限価格未満の価格で入札したとき。
- (3) 落札の候補者となった場合に、入札案件概要書に定めた書類を提出しないとき。

## 1 2 最低制限価格について

- (1) 予定価格（税込み）が 1 億 5 千万円未満の案件について設定します。
- (2) 最低制限価格の算定方法は、別表「最低制限価格計算表」により計算した額とします。

## 1 3 低入札価格調査について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 234 条第 3 項及び同法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 10 第 1 項の規定に基づき、本市では予定価格（税込み）が 1 億 5 千万円以上の案件について設定します。

詳しくは、座間市ホームページに掲載している「座間市公共工事低入札価格調査取扱要領」をご覧ください。

## 1 4 入札の回数

入札の回数は、1 回です。ただし、条件付一般競争入札によらないときは、この限りではありません。

## 1 5 入札の中止等について

- (1) 入札参加者がいないときは、中止とします。
- (2) 入札を公正に執行することができないと判断したときは、入札を中止し、延期し、又は取り消します。
- (3) 入札を中止し、延期し、又は取り消した場合は、その旨を入札参加者全員に通知します。
- (4) 入札が中止し、延期し、又は取り消しとなった場合は、入札のために要した費用を請求することはできません。

## 1 6 落札候補者及び落札者の決定方法

- (1) 予定価格（税抜き）の範囲内で、最低の価格をもって入札した者を落札候補者としま

す。ただし、最低制限価格を設定した場合においては、予定価格（税抜き）と最低制限価格の範囲内で最低価格の入札をした者を落札候補者とします。なお、最低制限価格を設けていない入札の場合は、地方自治法第234条第3項及び同法施行令第167条の10第1項の規定により最低価格の申し込み者を落札候補者としなないときがあります。

- (2) 落札候補者には、電話、ファクシミリ、電子メール等で連絡をしますので、「入札案件概要書」に記載のある書類を、指定された日時までに契約検査課へ持参、ファクシミリ、電子メール等で提出してください。
- (3) 落札候補者について競争参加資格を審査し、要件を満たしていることが確認できた場合に当該落札候補者を落札者として決定します。なお、審査に際し積算内容を確認する場合があります。
- (4) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上の場合は、電子くじ引きを実施して落札者を決定します。

#### 17 積算疑義申立て手続きについて

工事に係る一般競争入札において、保留通知書の発行後から開札日の翌日の正午まで、積算疑義の申し立てを受け付けます。

詳しくは、座間市ホームページに掲載している「工事の入札に係る積算疑義申立て制度」をご覧ください。

#### 18 不調の場合の取扱いについて

入札の結果、落札者がいない場合は、原則として条件設定を変更して再公告します。ただし、急を要するときは、指名競争入札とすることがあります。

#### 19 契約に当たっての条件について

- (1) 落札後、契約締結までの間に地方自治法施行令第167条の4の規定に基づく入札参加資格の制限又は座間市競争入札参加停止及び指名停止等措置要綱の停止措置を受けた場合は、契約を締結することはできません。
- (2) 技術者の専任や雇用関係が確認できない場合は、落札後であっても契約を締結することはできません。

#### 20 契約手続きについて

- (1) 落札された方は、座間市役所4階契約検査課で、契約についての説明を受け、契約書類一式を受け取り、工事監督員の所へ行き、落札した旨を伝えてください。
- (2) 契約の締結に当たっては、契約書の作成が必要となりますので、落札通知日から7日以内に手続きをしてください。なお、契約書の作成に要する費用は、落札者の負担とな

ります。

## 2 1 工期又は請負代金の額に影響を及ぼす事象に関する情報の通知について

落札者は、建設業法第20条の2第2項の規定に基づき、工期又は請負代金の額に影響を及ぼす事象が発生するおそれがあると認めるときは、請負契約を締結するまでに、その旨を当該事象の状況の把握のため必要な情報と併せて通知を提出してください。

## 2 2 建設リサイクル法の適用について

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である場合は、契約に当たり分別解体等の方法、解体工事に要する費用、再資源化等をするための施設の名称及び所在地、再資源化等に要する費用を契約書に記載する必要があることから、設計図書等に記載された処理方法及び処理場所等を参考に積算した上で入札してください。また、分別解体等の方法等を契約書に記載するために、落札者は落札決定後に発注者と協議を行うこととします。

## 2 3 入札結果の公表について

入札の結果については落札者を決定した日の翌開庁日から、かながわ電子入札共同システム内「入札情報サービスシステム」により公表します。

## 2 4 その他

- (1) システムに関する操作及び手続きの詳細については、かながわ電子入札共同システム内「電子入札システム操作マニュアル」で確認してください。
- (2) 電子入札運用基準については、かながわ電子入札共同システム内「利用規約・運用基準」で確認してください。
- (3) 談合に関する情報がよせられた場合は、談合情報対応マニュアルによるものとします。
- (4) 公告、入札説明書等についての不知又は不明を理由として、入札後に異議を申し立てることはできません。

入札等に関する問い合わせ先 座間市財務部契約検査課契約係

〒252-8566 神奈川県座間市緑ヶ丘一丁目1番1号

電 話 046-252-7071（直通）

ファクシミリ 046-255-3550

E-Mail nyusatsu@city.zama.kanagawa.jp

## 別表

最低制限価格計算表

|                              |   |                                                             |                               |
|------------------------------|---|-------------------------------------------------------------|-------------------------------|
| ①予定価格（税抜き）                   | 円 |                                                             |                               |
| ②直接工事費の額に１０分の<br>９．７を乗じて得た額  | 円 | 直接工事費の額<br>× ０．９７                                           | ※小数点以下第１<br>位を四捨五入            |
| ③共通仮設費の額に１０分の<br>９を乗じて得た額    | 円 | 共通仮設費の額<br>× ０．９                                            | ※小数点以下第１<br>位を四捨五入            |
| ④現場管理費相当額に１０分<br>の９を乗じて得た額   | 円 | 現場管理費相当額<br>× ０．９                                           | ※小数点以下第１<br>位を四捨五入            |
| ⑤一般管理費等の額に１０分<br>の６．８を乗じて得た額 | 円 | 一般管理費相当額<br>× ０．６８                                          | ※小数点以下第１<br>位を四捨五入            |
| ⑥スクラップ評価額                    | 円 | スクラップ評価額相当額                                                 | ※直接工事費とは<br>別に積算している<br>場合に限る |
| ⑦最低制限価格の基礎となる<br>金額          | 円 | ②＋③＋④＋⑤－⑥                                                   | ※小数点以下第１<br>位を四捨五入            |
| ⑧最低制限価格割合                    | % | ⑦÷①×１００                                                     | ※小数点以下第１<br>位を四捨五入            |
| ⑨適用する最低制限価格割合                | % | ⑧＝⑨<br>ただし、⑧の割合９２％を超える場合には９<br>２％とし、７５％に満たない場合には７５％と<br>する。 |                               |
| ⑩最低制限価格（税抜き）                 | 円 | ①×⑨                                                         | ※小数点以下第１<br>位を四捨五入            |

※１ 電気工事及び機械器具設置工事において「機器費」がある場合は、②直接工事費に合算する。「間接工事費」となる場合は、③共通仮設費に読み替える。「据付間接費」、「設計技術費」、その他項目がある場合は、④現場管理費相当額に合算する。

※２ 特別なものについては、上記計算表②から⑧にかかわらず、⑨適用する最低制限価格割合として７５％から９２％の範囲内で、適宜の割合とすることができる。なお、解体案件については９１％を適用する。

## 公共建設工事を受注するに当たって

### 1 適切な施工体制等について

工事の適正かつ円滑な施工を確保するため、総合・専門工事業者の役割に応じた責任を的確に果たすとともに、適正な下請契約の締結、適正な施工体制の確立、建設労働者雇用条件等の改善に努めてください。

### 2 建設工事の適正な施工の確保について

- (1) 建設業法に違反する一括下請その他不適切な形態の下請契約を締結しないでください。一括下請の禁止に違反した場合は、建設業法に基づく監督処分等が行われることとなります。  
請負者が請け負った工事の一部を下請させようとするときには、下請金額にかかわらず建設業法（昭和24年法律第100号）第24条の7の規定による施工体制台帳を作成し、工事現場ごとに備え置くとともに、その写しを発注者に提出してください。また、工事現場には施工体系図を掲示してください。
- (2) 現場代理人（工事現場において請負者の任務の代行をする者。以下同じ）は、工事現場に常駐し、その運営、取締りを行ってください。ただし、座間市現場代理人の常駐義務の緩和に関する取扱要領（令和5年4月1日施行）に基づき、現場代理人の常駐義務が緩和される場合があります。
- (3) 現場代理人と次の(4)の主任技術者又は監理技術者との兼務は認められています。
- (4) 建設業法第26条の規定により、請負者が工事現場ごとに配置しなければならない専任の主任技術者又は専任の監理技術者については、適切な資格、技術力等を有する者（工事現場に常駐して、専らその職務に従事する者で、請負者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある者に限る。）を配置し、他の工事現場との重複配置をしないでください。
- (5) 前の(4)の請負者が工事現場ごとに配置しなければならない専任の監理技術者は、建設業法第27条の18第1項の規定による監理技術者資格者証と監理技術者講習修了証の交付を受けている者でなければなりません。
- (6) 公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成17年法律第18号）に基づき、建設業における担い手の確保を図るための取組みとして、本市が発注する工事の現場において週休2日制の確保を実施するために必要な事項を座間市週休2日制確保工事实施要領（令和6年4月1日施行）において定めています。

### 3 関係法令の遵守について

建設工事の施工に当たっては、関係法令を遵守してください。

なお、平成24年4月1日から座間市暴力団排除条例(平成23年座間市条例第24号)が

施行されていますので、その趣旨に則り施工に当たってください。

#### 4 労働福祉の改善等について

建設労働者の確保を図ること並びに労働災害の防止、適正な賃金の確保、退職金制度及び健康保険制度への加入等労働福祉の改善に努めてください。

なお、建設業の健康保険、厚生年金保険及び雇用保険（以下「社会保険等」という。）の未加入業者を排除する対策として、本市においては、平成31年度から社会保険等未加入建設業者との一次下請及び二次下請を含む全ての下請契約を禁止しました。社会保険等未加入建設業者と下請負契約を締結した場合は、元請業者に対して、停止措置の実施及び工事成績評定の減点を行うとともに、社会保険等未加入建設業者を建設業許可権者へ通報します。ただし、市の指定する日まで（原則30日以内）に加入手続きを行ったことを確認した場合は、これらの措置は行いません。

#### 5 建設業退職金共済制度について

- (1) 請負者は、勤労者退職金共済機構（以下「機構」という。）に加入するとともに、その建設業退職金共済制度の対象となる労働者について証紙を購入し、当該労働者の共済手帳に証紙を貼付してください。ただし、請負者（下請契約を締結した場合は受注者も含む。）が、その従業員を使用して全工事を施工した場合で、その全従業員について退職金支給制度を有しているときは、証紙を購入する必要はありません。
- (2) 下請契約を締結する際は、当該契約の受注者に対して、この制度の趣旨を説明し、掛金相当額を請負代金中に算入することにより、当該契約受注者の機構加入並びに証紙の購入及び貼付を促進してください。
- (3) 下請契約における受注者の規模が小さく、管理事務の処理面で万全でない場合は、下請契約における注文者に機構加入手続き及び機構関係事務の処理を委託する方法もあるので、下請契約における注文者は積極的に受託するようにしてください。
- (4) 請負者は、建設業退職金共済制度の対象労働者の雇用が必要となった時点において、その雇用に見合った証紙を購入してください。なお、建退共制度の対象労働者を雇用しない等の理由により掛金収納書届を提出できない場合は、その理由を書面により申し出てください。
- (5) 購入した際には、建設業退職金共済掛金収納書届に掛金収納書を貼付し監督員まで提出してください。また、工事完了検査時に、建設業退職金共済掛金収納届及び建設業退職金共済証紙配布状況報告書、建設業退職金共済証紙配布先一覧表の確認を行います。

独立行政法人 勤労者退職金共済機構 建設業退職金共済事業本部ホームページ

アドレス <https://www.kentaikyo.taisyokukin.go.jp/>

## 6 建設工事保険等の加入について

建設工事の受注に当たっては、万一の事故等に備えるため建設工事保険等の加入に努めてください。

## 7 談合行為について

談合行為は、絶対に行わないこと。このような行為が明らかになった場合は、公正取引委員会へ通知するとともに「座間市競争入札参加停止及び指名停止等措置要綱」に基づき、厳しく対処します。

## 8 中間前金払について

前金払をするとした契約について中間前金払を行います。

この制度は、当初の前金払（請負金額の40%以内）を受けた後、工期半ばで請負金額の20%以内の前払金を追加請求できる制度です。

また、中間前金払をしたときは、原則として部分払をすることはできません。

東日本建設業保証㈱ ホームページ

アドレス <https://www.ejcs.co.jp/>